

# N・チエムバレンの宥和政策とムツソリーニの外交(一)

北島平一郎

## 目次

N・チエムバレンの宥和政策とムツソリーニの外交(一)

- 一、N・チエムバレンとムツソリーニ
- 二、第一次世界大戦前英仏両国との対伊融和外交  
トリポリタニア、キレナイカ  
伊土戦争
- 三、第一次戦平和条約における英仏伊三国  
第一大戦秘密条約の廃棄
- イタリアの第一大戦後獲得領土
- 四、ムツソリーニの抬頭と英仏両国外交  
フィウメとコルフ島砲撃  
ルール占領  
ロカルノ条約
- 五、ヒットラーの抬頭と英仏伊三国外交  
英独仏伊四国協調構想  
四国協定原案(一九三三年三月二〇日)  
四国協定案の討議  
四国協定の成立(一九三三年六月七日)

## 1、N・チャーチル (Neville Chamberlain) とムッソリーニ (Benito Mussolini)

N・チャーチルが、一九三八年九月二九日ミラノでズデーテン問題解決のためにヒットラー (Adolf Hitler) 独首相と会談を行った時その会談開催に大きな役割を演じたのが、ほかならぬムッソリーニ・イタリア首相であった。ムッソリーニは、歐州政治家として国際会議を主催し、そこに大きな力をふるひて自己とイタリアの力を内外に見せつけることに一種の目的意識を有する人物であった。それは、彼の主催にかかる四国協定 (Le pacte à quatre) やストレーザ戦線 (L'accord de Stresa) の例をみれば明らかである。そしてこの時もムッソリーニは、N・チャーチルやヒットラーの要請によりミラノ会談開催に努力を致し、イタリアにとつては現実的に直接の利益をもたらさない仕事に情熱をかけてゐる。ここからも彼の会議主催好きの性向がうかがえる。

N・チャーチルとヒットラーにとつて、ミラノ会談開催のためにムッソリーニがどれだけ必要であったのかは、なかなか一概に付度できない。<sup>(1)</sup> N・チャーチルは、とにかく会談を開いてヒットラーに問題の平和解決を訴える絶対的必要を感じていたことは確かであるけれどヒットラーも自ら、内心は会談開催の必要を感じていたのかもしれない。それがことの成りゆき上、会談に背を向けて強気一点張りの武力解決を主張しつづけていたのかもしれない。そうではないとしても、N・チャーチルを頂点とする平和解決要請の波状にヒットラー自身は、会談を不需要で無駄なものと考えていたとしても少なくともそれに一顧を与えるひぐらいは、この際しなければならないと考えていたのかもしれない。<sup>(2)</sup> そうすれば、ムッソリーニが仲介的役割をとにもかくにも演じてくれるることは、ヒットラーとりまた好ましき必要性を有することであった。

これにしろムッソリーニは、いつした雰囲気の中でミヨンヘン会談開催のイニシアチブをとるにとどなつたのであつた。そしてこゝにした会談の背景からムッソリーニのこの一挙は、歐州の耳目を聾動し英独両国を手玉にとる如くみえた、實に彼一世一代の大舞台となるのであつた。本稿においては、このN・チュムバレンのミヨンヘン会談にムッソリーニ外交の占めた位置と役割を正確に解明したいところが目的となる。そしてこのことから、英仏両国の獨伊二国に対する融和(Conciliation)、有和(appeasement)政策のあり方分析への一助としたい考えである。英仏両国特に英國は、第一次大戦後、戦後平和——いわゆる勝利者の平和——を敗戦側に押しつけることに熱心であった。これが、英國のベルサイユ条約の非違を是正してまでこれを貫徹したいという願望、そしてそれがミヨンヘン会談に連結する、その態度となるのであつた。フランス外交は、結局英國のこの外交に追随するのである。英仏両国の獨伊二国に対する融和、有和政策とは、このことを指す。これを背景として、こまあげた問題の解説を行いたいのが本稿の目的である。

- (1) Documents on German Foreign Policy, 1918-1945, Ser. D (1937-1945), Vol. II, Germany and Czechoslovakia, 1937-38, ed. by J. W. Wheeler Bennett, R. J. Sontag, M. Baumont and others, No. 624, 26 Sept. 1938, No. 627, 26 Sept. 1938, No. 641, 27 Sept. 1938 & No. 659, 28 Sept. 1938, H. M. S. O., London, 1950, pp. 952, 954, 972 & 991. チュムバレン問題が急迫していた時でもイタリアにおけるその歐州情勢への対応は、N・チュムバレンからムッソリーニに対するものである。ミヨンヘン会談開催への協力要請があるまでは他の地域の問題に限られていた。一つはヨーロピースラビアがチュムバレン問題については、小協商のよしみでその反応は、自重的なものであつて欲しいといったもの。またスペインが一旦緩急ある場合には、イタリアに友好中立を守るだらうという願望的観測。スペインにおけるイタリア義勇軍(三万二千兵員と二十四〇飛行士(airmen))の移動問題、また引揚げ問題そしてイタリアのアルバニアへの野心の強さ、等々であった。しかしムッ

ソリーニ自身は当時、時々の演説で「・チャーチルの平和努力に言及していく。 Ibid., No. 661, Rome, 28 Sept. 1938, the German Ambassador in Italy (Mackensen) to the German Foreign Ministry, pp. 993-94. Lord Perth によれば、Z・チャーチルは、平和護持のためのあらゆる現存の可能性 (all existing Possibilities) をつくした後、唯一の残存可能性 (but one remaining possibility) として、ヒットラーに対する友情をヒットラーに対する影響として使うことを申し出た」とある。こうしてムッソリーニはヒットラーに、「彼がついにヒトラー (the Führer) の側に立つて、願わくばヒットラーの最後通牒の期限を二四時間延ばして欲しいこと、そうすれば平和が確保される別の道が開けるであろう」ということを申し出たのであった。そしてこれは全くヒットラー個人の決定にかかるものであること、そしてヒットラーがどんな決定を下すかムッソリーニはヒットラーの側に立つことをかえないことがつけ加えられたのであった。

(2) In Search of Peace, Neville Chamberlain, Books for Libraries Press, New York, first published 1939, reprinted 1971, pp. 197-98. ベース卿の先の言明にかかるわらず、Z・チャーチルは、一九三八年九月一八日の歴史的下院演説の中で、ムッソリーニへの協力要請をサラリと述べる。「私は同時に次のメッセージをムッソリーニ氏に送った。私は今日ヒットラー氏にズデーテン問題を解決するのに武力を行使しないようにという最後の要請を行つた。これは、私は確信するのだが、少しの議論で解決されそして彼に基本的領土、人口そしてその移動の間のズデーテン人とチエック人に対する保護を与えることになる問題である。私は直ちにベルリンに行き、ドイツ人とチエック人代表、そしてもし總統が望むなら (desire) フランス人とイタリア人の代表との間でこれらの調節を議論するべしと申し入れた。

私は貴方に、貴方が代表されることを欲していることをドイツ總統に告げ、なお彼にわれわれの民衆を戦争から守ることになる私の提案に同意するよう要請 (urge) して欲しい。私はすでにチエックの約束が実行されることを保証し、一週間に内に完全な協定が成就されることを確信している。その言い方にかかるわらず、ムッソリーニに対する言及がこれだけなされてしまうことが、彼の役割の重大さを充分物語つてゐるところである。

(3) Documentary Background of World War II, 1931 to 1941, ed. by J. W. Gantzenbein, Octagon Books, New York, 1975, pp. 688-90, Letter from Adolf Hitler to the British Prime Minister, 27 Sept. 1938. 一九三八年九月一五日のベルヒテスガーデンの両者会見から九月二九日の「」の会談まで両者は会談し、書簡を交換し、遅々と交渉を続けている。このヒットラーの書簡でも、彼はこうして話をむすんでいる。「……余は、これらの事実に基づき、ブレグ政府の戦争

努力をくじき、それを最後の瞬間に理性にたちかえらせるための、余がここで改めて敬意を表する貴下の努力を継続される  
かどうかを考慮されることを貴下におまかせする。」

(4) 広辞苑、新村出編、融和＝融解して相和すること。うちとけて仲のよしむ。意思が疎通して和睦すること。有和＝ゆる  
して仲よくすること。

## 二、第一次世界大戦前英仏両国の対伊融和外交

### トリポリタニア、キレナイカ

英仏両国のムッソリーニ政権に至る対伊融和外交を検討する場合、これを一九世紀後半からはじめるのが適当である。この時代の英仏両国の外交は、もちろん一九〇四年の英仏協商 (*L'accord franco-anglais de 1904*) あるおもや、この両国間の協調そのものが問題であったが、対伊外交についてはイタリアを独奥両国との三國同盟 (*Triple Alliance*) から引き離すというのが大きな目標であった。しかしビスマルク (Otto von Bismarck) はすでにこの三國のものをおもんばかりで、英國とイタリア、オーストリア間に一つの協調を完成させていた。それは、英伊地中海協定 (*L'accord méditerranéen*) とそれへのオーストリアの参加であった。これは、一八八七年一月と一二月のことであつた。この協定において英伊両国は、地中海、アドリア海、エーゲ海、黒海の現状維持、トルコ保全を約束した。しかしその約束の裏にある真意は、英國はイタリアに対しトリポリタニア、キレナイカ(リビア)における、<sup>(1)</sup>イタリアは英國に対しエジプトにおける行動の自由をそれぞれ認め合つたことにあつた。英國はイタリアに対しリビアを認めることによつて、ビスマルクの統率の下に対伊融和を果たしたのであつた。

フランスは、三国同盟の直接の敵対国と目された国であった。もともとフランスが、ビスマルクの示唆によつてア

ルザス、ローラン (Alsace-Lorraine) から眼を転じ、チュニジアに進出したことが同地に熱いまなざしをそそいでいたイタリアをあわてさせ、これを対独接近に導くことになったのであった。それが一八八二年の三国同盟の成立となるのである。しかし情勢は変わり、三国同盟から疎外された英仏露三国が同盟に对抗すべく、彼ら三国間の敵対を止揚して接近をはじめるとともにフランスも対伊融和の方向に踏み出した。その時のフランスの対伊外交の目的物は、やはりトリポリタニア、キレナイカであった。そしてこれをイタリア勢力圏として認める代償に、フランスは次の約束をイタリアから得た。「三国同盟の更新には、対仐侵略の一切とまた対仐攻撃へのイタリア参加の約束、対仐侵略の性格をもつ一切の宣言、公文等は存在せず、また付加されない。」これは一九〇二年六月四日のことであつた。<sup>(2)</sup> この宣言は、三国同盟の四回目の更新にあたって、イタリア政府からフランス政府に対し発せられた覚書の形をとつたものであった。しかし三国同盟には、次の条項があった。(一)挑発せざるフランスによるドイツ攻撃の場合、イタリアはドイツを援助する。(二)三国同盟の一国もしくは二国が、他の二国ないし二国以上の国により攻撃された場合、もしくはその戦争にまきこまれた場合には全調印国は戦闘行為に従事する。当該覚書の文言とこの同盟の条項が真っ向から矛盾衝突することは、いうまでもなかつた。しかし文言の解釈問題はこの時ついに重大な意味をもたせられず、一九一四年第一大戦が勃発したときイタリアは、この対仐覚書の線に副つて最後英仐側に加担して参戦する。この意味からして、この対仐覚書のもつ意義はすこぶる重大なものがあつたことはいうまでもない。ここにフランス外交のイタリア融和外交に成功した大きな意味が光っているといわねばならない。こうしてフランスは、この当時からイタリアに重大な接近をはじめたのであった。

英仏両国はイタリアに接近し、これを独墺両国から引き離すことに成功した。その中心題目はトリポリタニア、キレナイカであった。そしてイタリアは、この問題につき独墺側とは何ら具体的な諒解をとげていなかった。それらしきものは、一八八七年、第一回三国同盟更新に際し、伊仏両国がトリポリ、モロッコをめぐって紛擾を引き起こした場合、ドイツはこれを三国同盟発動原因と認めるとなしたこと<sup>(4)</sup>がそれであり、これが一八九二年、一九〇二年と引きつづいて認められていくのみであった。英仏両国はトリポリタニア、キレナイカをイタリアに認めるとともに、一九一年九月二九日、イタリアをしてトルコに開戦させることをあえてした。そして開戦とともに英國は、この戦争に英國は反対ではあるけれど、戦闘の範囲は限局せらるべく他国に影響するところないようになると声明するにとどめた。フランスは基本的に戦争を肯定し、自分が苦労しているモロッコの獲得解決に成功すればリビア問題は自然に解決するだろうとして、モロッコ問題の解決にイタリアがドイツをおさえることをフランスのリビア問題におけるイタリア援助の条件とする如くであった。この情勢下イタリアは一九一一年一月一五日、ついにトリポリタニア、キレナイカをイタリア主権下に置いた。イタリアの野望は、達成せられたのである。

この時なおイタリアは、ローデス島、スカルパント島以下エーゲ海一二島を占領して、最後これを自国領に併合する挙を敢行した。一九一二年三月から五月にかけてであった。これにはさすがに英仏両国とも寝耳に水のこととしてそのイタリア領有に反対を表明した。しかし時あたかもトルコとバルカン諸国とのバルカン戦争が勃発して、このイタリア、エーゲ海一二島の占領問題もそのまま有耶無耶の中にイタリア領有を許したまま終息することとなってしまつた。<sup>(5)</sup>なお伊土戦争に際し、独墺両国はイタリアを抑えてトルコ友好をつなごうとしたが、失敗に終つてしまつてゐる。

英仏両国は、叙上の経過を辿ってイタリアを自己陣営にとりこんでしまった。そして一九一四年八月に第一次世界大戦の勃発となつて、このことは顕在化する。それが一九一五年四月二六日のロンドン条約である。イタリアは、英仏両国の誘いによつて大戦勃発とともに中立を表明し、この条約によつて英仏側にたつて参戦することを決定するのである。ロンドン条約一三条はのべた「英仏両国が、ドイツの犠牲の上で、アフリカの植民地を増加させる場合、英仏両国は特にエリトリア、ソマリランド、リビアそして英仏両国に属する隣接植民地の国境をイタリアの有利に解決する含みでイタリアが平等の補償を要求することを承認する。」そしてなおロンドン条約は、イタリアに与えるに次の如き広汎な条件をもつてした。墮ぬ國海軍の廃棄。ブレンネル自然国境の達成。全イストリア、バロナ、サセノ湾、クレス島、ロシニ島、ジンギイ・オトク島、コルナウバル島、コルクラ島、ミルエット島等を含むダルマチアの獲得。外交権をイタリアに付与した自治中立の中部アルペニア。ドデカネーズ一二島の主権。リビアの全権。戦後賠償取得権。まことに恐るべき契約内容であつて、当時イタリアの戦争協力動向が、いかに重大な意味をもつていたかがこれで如実に判明する。独壇側は、この時も後手後手に廻つてついに同盟国を敵陣に放つの大失態を演じている。このロンドン条約は、英仏伊三国にロシアが加わつて調印されたものであつた。さらにこれに加えて一九一七年四月一九日から二一日にかけて英仏両国は、サイクス・ピコット条約 (Les accords secrets SykesPicot) をふまえて、トルコの分割案を策定し、これにイタリアを加える举にてた。聖ジョイン条約 (Les accords à St. Jean de Maurienne)<sup>(7)</sup> の締結であつた。こうして英仏両国は、イタリアに領土の利を与えて、これを完全に協商連合国側に縛縛したのであつた。イタリアはこの条約を契機として第一大戦中からトルコ西部に進出せんとし、戦後一九一九年四月、その占領を同西南部海岸に行つたが、一九二一年三月二三日、ケマリスト戦争にあつて同地を撤退した。

ノルに再度注意しなければならないのは、英仏両国は世紀の代り日からイタリアに対し、種々手段をつくしてノルを独擅側から引き離し、これに与えるに領土の利益をもつてしたという事実である。これがイタリアに英仏両国とともにイタリア・イレデンタを達成すべきであるという精神的風土を生じたといふことである。そしてこれはこの歴史を事実に即してひもとけば、無理からぬことであつたといわねばならない。そしてイタリアがムッソリーニ政権となつてもこの慣行と歴史の記憶は消失せず、かえつて強化されたことは否定できない。従つてフィウメの占領、コルフ島砲撃、ドデカネーズ占領継続、エチオピア侵入等々は、すべてイタリア側からすれば、英仏両国の指導に従つて行われるべきことであつたとなるのであつた。ノルに、英仏両国主導型の英仏伊三国外交関係の微妙さが存在したのであつた。

- (1) *Histoire des Relations Internationales, Tome Sixième, Le XIX<sup>e</sup> Siècle, deuxième partie, de 1871 à 1914*, ed. par P. Renouvin, Librairie Hachette, Paris, 1955, pp. 109-110. ノルの協定は、議会の批准によって行為を避けたため英伊両国間の交換公文の体裁がとられた。(la forme d'un échange de lettres) 一八八七年一月一日のことであった。地中海の現状維持は、la mer Adriatique, la mer Égée et la mer Noire にてのことである。イタリアは、シシニア問題について完全な援助(un appui complet)を英國に与へると規定し、英國は、北アフリカ特にen Tripolitaine et en Cyrénáïque において第二国からの侵害ある場合、イタリアの行動を支持する(appuiera l'action de l'Italie)と規定した。ただしノルのappui mutuelの解釈は微妙なものがあり、イタリアはこれを武力援助(appui armé)と規定し、英國は「事件の性質に従つて個々の場合に決定されるべし」とした。オーストリア・ハンガリーは、一八八七年三月二四日にこれに加入している。スペインは、同じくノルに加入し、同年五月四日にイタリトとの協定し、同盟に妨害となる助力を決してフランスに与えなゝことを約束した。
- (2) *Collection U<sub>2</sub>, Les Relations Internationales, de 1871 à 1914*, Pierre Milza, Armand Colin, Paris, 1868, pp. 119

-127. 三國同盟のイタリアとフランスの協調は、すでに一八九八年頃からはじまり、一九〇〇年一月には両国間の秘密協定 (Un accord secret) は、イタリアにフランスはイタリアがトリポリタニアにその目的を達成することに対しいかなる瞬間にも妨害 (s'opposera) を行わない保証を行った。これに対しイタリア側は、フランスにセロッヒ (Maroc) に対する事柄につき白紙委任 (carte blanche) を与えた。これらの状況に対し時の独宰相ビュロー (von Bülow) は、「幸福な夫婦の間では、妻が他の男と無邪気なワルツの一踊り (un innocent tour de valse) やつたがいい」と田へんらをたてるべきではない」とうそぶいていた。しかし独参謀総長 (le chef de l'Etat-Major) ハーリー・ヘン・将軍 (von Schlieffen) は、これに対し重大な懸念を表明していた。「ドイツは今やその背後に全仏軍 (toute l'armée française) を背負い、これがどうならない。フランスはもはや、アルプスの国境 (la frontière des Alpes) にやの一軍をねへ必要がなくなったからだ」と。一九〇一年の交換公文には次の規定もあった。「イタリアは、独仏戦争の場合単にドイツが侵略者 (l'agresseur) の時のみやなく、フランスが間接的挑発 (une provocation indirecte) の結果戦争のイニシアチブをとった場合にも純粹中立 (stricte neutralité) を守る。」

(3) Ibid., p. 45. Documents of German History, ed. by L. L. Snyder, Rutgers Univ. Press, New Jersey, 1958, p. 251.  
 三國同盟二条、「イタリアが、自ら挑発する」(pour quelque motif que ce soit) ハーリー  
 よりて攻撃される場合、他の二締約国は彼らの全武力をもつて (avec toutes leurs forces) 被攻撃国に助力と援助 (secours et assistance) を与えねばならない。」

この同種の義務は、挑発せられ (non directement provoquée) ハーリー攻撃の場合に、イタリアとの二  
 生じる。Histoire Diplomatique de L'Europe, La Paix Armée (1878-1904), A. Debidois, Paris, 1919, pp. 280-81.  
 ノの仏伊協調は、たゞが凡て三國同盟間に秘密で行なれた。(sans renier ses engagements envers l'Allemagne et l'Autriche-Hongrie) 従つて三國同盟条約の文言の問題も、仏伊側の諒解のみで三國同盟間に回りあがられるにしかなかつた。これが範囲外交の典型的な一例である。

(4) Collection Uz, P. Milza, op. cit., pp. 51-53. Histoire des Relations Internationales, P. Renouvin, Tome Sixième, op. cit., pp. 107-110. 一八八七年は、歐州政局激動の年であった。三帝連盟条約の不更新、アーランジュ陸相 (général Boulanger) の対独復讐熱、英伊協定等。この時三國同盟の更新にあたり、イタリアはバルカン半島での補償と対仏安全保障を

持ち出した。更新の第一条約は、イタリアと独壇両国間に結ばれた。「バルカン半島の現状維持、塊匈国が(そゝぐ)領土の占領を余儀なくされた場合、イタリアにはかり、かつその補償(une compensation)を用意する(réserverait)」。第一條約はイタリアとドイツの間に結ばれた。これは、ウイーンをアフリカ問題にからませないためのビスマルクの配慮からであった。

(5) Collection U<sub>2</sub>, P.Milza, op. cit., pp. 213-15. 註(一)、(二)にある如く、イタリアは、トリポリタニアへの進軍を既定

の事実として実行した。仏伊両国共、トリポリタニアに対するトルコ主権を純粹に名目的(purement nominale)と認識していた。イタリアは、デカネーズ諸島とロードス島の占領を、トルコに使嗾されたアラブの反抗を封するためとした。長年にわたり構築した仏伊両国友好を損なう事件がこの間発生し、両国関係の危機を醸成するかと思われた。それは、伊海軍による仏商船二隻の臨検と船中のトルコ士官、医師、看護婦の発見、逮捕であった。この事件は両国が自制して、仏商船二隻は航海を続行し、にこだわらを得た。

(6) The Major International Treaties, 1914-1973, J. A. S. Grenville, Methuen & Co. Ltd., 1974, pp. 24-26, Agreement between France, Russia, Britain and Italy (Treaty of London), 26 April 1915.

(7) Ibid, pp. 30-32, Tripartite (Sykes-Picot) Agreement for the partition of the Ottoman Empire by Britain, France and Russia, 26 April-23 October 1916. ルーマニア地域とトルコ領主権下のアラブ地域を英仏両国が分割し、これによりシテを加えたもの。一九世紀クリミア戦争以来の中近東の三國間分割を完成もそうとしたものであるといえる。関税問題、ハイファ、アクン、アレキサンダレッタ、バグダッド鉄道、サイपラス島等の分割規定もあり、他国排除条項もある。ロシアには黒海沿岸地域、トルコベイ、カルザスタン地域の分割を許容している。イタリアに対してはアジア・トルコの分割への要求を認めている。Ibid, p.33, Tripartite (St. Jean de Maurienne) Agreement for the partition of the Ottoman Empire by Britain, France and Italy, 19 April-27 Sept. 1917. ルの協定によって英仏二国は、イタリアにサイクス・ピコット条約のC地域を割譲すると規定した。スマルナ、アレキサンダレッタ、ハイファ、アクン等においてイタリアは英仏二国と同様に取り扱われる。マルシナ、アダナ、シリシアでイタリア商業が保護される。黄色地帯の行政形式に、イタリアも発言権をもつ。その他A・B地域の関税システム、アラビア半島、紅海条項の遵守義務等も規定された。一九一五年ローヌ

ドン条約との関連で、オットマン帝国の分割保証、地中海の均勢維持も規定された。この協定が、ロシアに知照される規定も付加された。

### 三、第一大戦平和条約における英仏伊三国

#### 第一大戦秘密条約の廃棄

第一次世界大戦が終結した時、英仏両国はイタリアを疎外した。すなわち第一大戦に至る間に協商連合国側にイタリアを味方させるべく画策された一切の外交の成果が、その実現すべきときに放擲してかえりみられなくなつたのである。これは具体的には、戦時秘密外交と条約の廃棄という実行であつた。この結果、ロンドン条約も聖ジェイエン条約もともに廃滅の運命となつた。イタリアは参戦した揚句、その目的たる犠牲の代償を与えられないこととなつたのである。イタリアは、まさに良兎死して走狗煮らるの運命を甘受すべき立場に置かれたのであつた。これはウイルソン一四点の主張が第一大戦講和条約に生かされることとなり、この点でこれに英仏両国が従属することとなつた結果であつた。イタリアの失望や思うべく、これがイタリアのファシスト政権実現となり、一九三九年に至つてまだロンドン条約の実行をあげつらうという結果を導くものであつた。

王制の打倒、民主主義の興隆、民族国家の実現、植民地の開放等が、第一大戦後世界的主要風潮となろうとしていた。戦争を絶滅するための戦争といわれた第一大戦が、戦い抜かれ、勝利をおさめるためには、民衆の広汎な力強い戦争遂行への献身が必要であった。民衆への利益供与、広い権利譲渡が崇高な新時代のモラル高唱の下に実行されねばならなかつた。戦争は起こるたびに階級の転換をもたらし、民衆の権利を高揚してきた。そして第一次世界大戦も、

その例外ではなかつたのである。そしてこの風潮は、一九一七年のロシア革命勃発によつて一層力強く際立つたものとなつてゐた。第一大戦の勝利確定のためには、民衆の広汎な権利設定が不可欠の要件であつた。こうしてウイルソン一四点は、(三)経済国境の廃止、(四)軍縮、(五)植民地の調整、(六)ロシアの回復と国際社会復帰、(七)ベルギー、(九)イタリア、(十)バルカン諸国、(十一)ポーランドにおける民族国家の確立、(八)フランスの回復とそのアルザス、ロレーヌの取得、(十二)奥地國、(十三)トルコの少数民族自治権。(十四)国際連盟の創設であつた。<sup>(1)</sup>右述の民衆の権利高揚とその広汎な譲与が、世界的規模で実現されることとなつたのである。

ロンドン条約も聖ジェイ恩条約も立派な条約であり、契約であつた。これを疑うことはできない。そして英仏両国も、このことを無視するつもりはなかつたと考えられる。しかし、英仏伊三国間の契約を全的に実現するのには、時代が変わりすぎたといわねばならなかつた。これら条約内容の実現は、この時不可能であつた。民衆を基礎にした広汎な権利譲与に基づく契約が、すべての約束や誓言に優先しなければならないのが世界歴史の大原則であつた。そして第一大戦は、それが最も高揚した形で出現した戦後処理を予定していた。ここにロンドン条約や聖ジェイ恩条約の運命が、否定に決せられねばならない契機が存在したのであつた。

### イタリアの第 一大戦後獲得領土

一九一九年の平和解決においてイタリア自身は、この風潮におさまらず、この終戦情勢を破壊しよう、ロンドン条約を頭上にふりかざして懸命の努力を展開した。そして平和会議でまず、オーストリア領南チロルをブレンネル峰まで得た。これは、ロンドン条約四条の約束するところであつた。<sup>(2)</sup>しかし伊東国境とイストリアについては、トリエステ、ゴルチア、西イストリアのみを割り当てられた。そしてダルマチアは、すべて放棄させられた。ダルマチアの

領有には、その海岸島嶼の大部分もイタリア領たるべく含まれていたものであった。イタリアは、ただスプリットからズブロブニークまでの南ダルマチアをボスニア、ヘルツェゴビナ等がとり、他はすべてイタリアの領有に帰すると考えていたのであつた。そして分割がこうなつたのは、セルビア、クロアチア、スロベニアが打つて一丸となる大ユーロゴースラビア建国の結果であつた。<sup>(3)</sup> ユーロゴースラビア国の出現には、イタリアの上下は驚愕し、忿怒した。そしてイタリアは、これら失陥の代償としてフィウメを要求するに至つた。ウィルソンは、しかしこの伊要求に一顧も与えなかつた。このフィウメ獲得のために、伊講和代表オルランド (Vittorio Orlando) がパリを逃避する騒ぎまで起きた結果一九一九年九月二二日、ついにイタリア、ナシヨナリスト詩人ダヌンチオ (Gabriele D'Annunzio) が、ガリバルジ (Giuseppe Garibaldi) のひそみにならい、一千の手兵を率いてフィウメを急襲占領するという事件が発生した。<sup>(4)</sup> 伊国境問題は一大事変となつたが、この收拾処理として協商連合国側はイタリアにフィウメを放棄させ（自由市となる）、イストリアのモンテ・ネボソ、ザラ市（イタリア宗主権下の自由市）、さらにアドリア海のクレス、ロシニ、バラグルサ、ラゴスターの四島を与えた。<sup>(5)</sup> (フィウメは後一九二四年に、ムッソリーニが占領併合。)

第一大戦後、連合国によるイタリアの領土獲得処理は、見る如き大困難を惹起し歐州と世界政治に悪影響を及ぼした。しかし両大戦間英仏両国の対伊外交を考える場合、この第一大戦後領土処理がその根幹となることはいうまでもない。特にロンドン条約の処理は一大懸案となり、この解決のメドがたたないままこれによるいわゆるアフリカ補償問題は、第二次世界大戦の直接原因ともなるのであつた。伊国境とアドリア海領土処理のほかに、ロンドン条約はイタリアにアフリカの領土補償を約束していたことは先にみたとおりである。そしてこれにのっとりイタリアはリビア西国境上のガダム、ガート、キレナイカのジアラブズ、カッサラ、ジブチ、英ソマリランド、ジュバランドの獲得を

要求し、わざにエチオピアにおいてイタリアを唯一の影響国として承認するなどを求めた。その要求の廣汎にして強大なことは、一驚に値する。これについて英國はジュバランドとジアラブの提供を申し出、その代りにドガネー<sup>(6)</sup>ズ一一島のギリシアへの返還を求めた。この解決は一九一四年に至って英マクドナルド (J. R. MacDonald) 政権が前二者をイタリアに譲渡し、ドガネーズ一一島を不問に付することで解決した。フランスはガート、ガダムを含むリビアのイタリア自主調整を黙認していた。

かく英仏両国の対伊融和外交は、ロンドン条約の現実的実行という形で第一大戦後の英仏伊三国関係の中で、第一大戦以前の如くに実行されたのであった。ウィルソン一四点はもちろん大きな力をふるつたが、しかしながら旧世界の植民地外交は依然おどろえず、かく継続的に実演された。これを筆者が前稿に取り扱った英國の対独融和政策と比較して眺める場合、英國の独伊両国に対する融和外交が相率連鎖、一は他を助長し、他はまた一にその影響をかえすという関係で両々相まって発展してゆくのが、その不安な見通しであった。

- (1) Documents of American History, Vol. II, since 1898, ed. by H. S. Commager, Prentice-Hall, Inc., New Jersey, 1973, pp. 137-143, No. 423, the Fourteen points, Wilson's Address to Congress, Jan. 8, 1918.
- (2) The Major International Treaties, J. A. S. Grenville, op. cit., Treaty of London, 26 April 1915, pp. 24-25. 平和条約のトドマイタコトば、次の諸地域を獲得する。ムンヘナヒカル<sup>ムンハカル</sup>・モルを含む地理的自然国境(ムンハカル国境)ヒュヌジ。Gorizia の諸郡とグラデスカ、モナリ Quarnero モドリ、Volosca と Cherso と Lussin のマベムコ<sup>マベムコ</sup>諸島を含む全イスメコト。モウリ Plavnik, Unie, Canidole, Pallazzuoli, San Pietro di Nemi, Asinello, Gruica の諸小島とその近隣小島群……。
- (3) Treaties, Conventions, International Acts, Protocols, and Agreements between the United States of America

and other powers, 1910-1923, Vol. III, Senate Resolution of August 19, 1921, Appendix I, Austria, part II, Frontiers of Austria, Article 27, pp. 3163-3167 & Section II, Serb-Croat-Slovene State, pp. 3171-74. ヤルグ・クロトーム・クローネンブルク王國は、人口一九九万、面積一四万八千平方キロ。次の諸地方から構成される。ヤルビト、モントネグロ王國、オーストリア王領地カルニオラ (Kranjska) の大部分、同王領カスチコ (Štajerska)、カリノンカ (Koruška), Prekomurje の部分、同王領ダルマチア (ザダーヘルベトを除く)、ハンガリの準自治領であったクロアチア、スルボニア、モント内モンテニア。

(4) Documents on British Foreign Policy (since now cite as D.B.F.P.), First Ser., Vol. I, 1919, London, H.M. S.O., 1917, No.4, Notes of a Meeting of Five Powers Delegations, July 7, 1919, No. 5 & No. 7 etc., pp. 24-36 & 38-57.

戦争中からア・ヤウメは、連合国間にイタリアに割り当てる合意はなかった。しかし市の中心部は、イタリア人11万11148対ヨーロッパ人1万3111151の人口対比であった。英仏米軍は、一九一八年一一月四日休戦によつてア・ヤウメに入り、一七日に伊軍が入った。米軍は、翌年二月に撤収した。戦後、イタリアのア・ヤウメ要求となり、伊軍と連合国軍、特に仏軍との摩擦となり、伊系住民の連合軍挑発となつた。この結果一九一九年七月六日、仏兵士九人の殺害、一人の負傷、伊兵士三人の負傷という事件が突発した。Ibid., Appendix to No. 42, Rapport de la Commission Internationale d'Enquête. このため、連合国最高会議 (le Conseil suprême interallié) による調査委員会 (la Commission) の設置になつて、これが伊軍撤収、犠牲者への賠償等を討議した。その九月一一日、D.B.F.P., op. cit., First Ser., Vol. IV, 1952, No.23, R. Rodd to Curzon (received Sept. 12), p. 58. ダムンチオが、義勇軍といふに夜をかけて行軍し、未明ア・ヤウメに侵入したことが報せられた。これが大事件の発端であった。D.B.F.P., op. cit., First Ser., Vol. I, No. 57, 15 Sept. 1919, p. 699. 九月一五日、ロイド・ジョージの意見は、ア・ヤウメ市部はイタリアより、鉄道と港は連盟管轄にて、その奥地はヨーロッパにてわたるようになると云つものであった。

(5) D.B.F.P., op. cit., First Ser., Vol. IV, 1919, No. 17, No. 18, and Appendix I & II to No. 18 etc., pp. 39 & the rest. イタリアの要求は、ユハムン条約 (一九一五年四月) 1111条に基いて英仏両国の獲得に対し、イタリアもア・ヤウメにおいて補償を受けたものにあつた。ヤコブの伊要求は一九一九年八月一日に提出され、これが一九二〇年一一

月一一日のラッパロ条約 (the Treaty of Rappallo) によつて伊、ユーゴー両国間に確定されるが、その大綱は「」に提出され、それが連合国によつて認めたものとなる。その要求内容は、フィウメ、ゴルチア、グラデスク、ダルマチアの中立化、イタリア保護権下の自由市としてのザラ、クレス (Cherso) 島、ロシーニ (Lussin) 島、ザラ市周辺の諸小島、カッタロ、ロブション、アルバニアの委任統治、アルバニアへの要求が認められればモンテネグロには何らの要求をかまえない、等であつた。フィウメ自由市については軍事的中立、イタリア語の使用、連盟理事会任命の五名（伊二人、ユーゴー一人、フィウメ一人、近傍一人）の施政委員会の設置等がきめられた。

(6) Ibid., No.17, 2 August 1919, 3, The Question of Colonial Readjustment, pp. 40-43. イタリア要求の英仏ソマリラ (la Somalie française et la Somalie anglaise) は、結局アシシアトをイタリア領で三方どりかこむことになり一九〇六年協定 (l'accord de 1906) に反する。またジブチ港は、フランスの当地方唯一の海港であり、マダガスカルとオリエント・ルートを結ぶことになる。さらにジブチ鉄道 (le chemin de fer de Djibouti à Addis-Abeba) は、エチオピアとアフリカを結ぶ中心的交通網であり、エチオピア経済に死活の重要性をもつ等の理由で英仏等によりイタリアに否定された。トーゴについては、旧植民地にイタリアは補償を求められないといわれた。この結果イタリアは、ジバランドヒリアの東国境の改訂という補償を受けることとなることとなつた。リビア西南国境とフランスについては、イタリアが、第一次大戦後、リビアの調節を自主的に行うこととし、このためリビアがその西南国境においても一九一一年～一二年の伊土戦争当時よりもその面積を拡大したし、これをフランスは黙認していたが、しかもイタリアはこれを砂漠の調節にすぎずとして、フランスの協力を認めない態度を持していた。このためイタリアはフランスに一九一五年四月のロンドン条約実行をせまりつづけることとなる。

#### 四、ムッソリーニの抬頭と英仏両国外交

##### フィウメとコルフ島砲撃

第一次世界大戦をはさんでソ連にのべてきた英仏伊三国関係は、ムッソリーニ政権の確立となつてもなお継続する。

英仏両国の対伊融和外交は、ムッソリーニ政権となつてそれが、一九二三年末ダヌンチオが追放された後のフイウメを再占領するという暴挙に出た時、これを結局承認してしまうことに、また一九二〇年八月、ドデカネーズ一二島を民族國家主義の原則からギリシアに返還するという解決がはかられ、これをイタリアも伊希条約（一九二〇年八月一〇日）で承認していたにかかわらず、ムッソリーニ政権となつてその占領を継続したのに對し、結局これをも承認してしまうことの中にあらわれている。そればかりではなかつた。ムッソリーニは、アルバニア、ギリシア国境劃定委員会の伊将テリニ（E. Tellini）がギリシア国境内で暗殺されたのに忿怒し、ギリシア領コルフ島を一九二三年八月三一日、砲撃、占領して大事件を起こしたことに対しても英仏側はこれに融和外交を展開している。すなわち事件は、ギリシアより國際連盟規約一二条、一五条をもつて同理事会に提訴され、また事件が地中海で起つたことに対し英伊関係は緊張するが英國はその強硬立場をつらぬかなかつた。そして結局イタリアは九月二七日をもつてコルフ島を撤収することとなり、ギリシアはテリニ將軍その他に賠償金五千万リラを支払うこととなつた。これが、この事件の解決となつた。コルフ砲撃によるギリシア側死傷者に対しては、何らの顧慮も払われなかつた。この事件が、國際連盟の場で処理されたことが大問題であつた。<sup>(1)</sup> 国際連盟がイタリアを融和してくれる。この感覺がこの事件処理からムソリーニの頭につちかわたることは、想像にかたくない。当然この記憶は、アビシニア問題とその國際連盟処理に対するイタリアの態度に糸をひいてゆくことは否定し得べくもなかつた。

## ルール占領

ムッソリーニ政権となつて彼は、すべての國際會議に伊代表の出席を求める態度となり、第一大戰賠償會議の一切にもイタリアの代表されることを要求してその参加となつてゐた。ルール占領に対する經緯については、前拙稿に取<sup>(2)</sup>

り扱つた。一九二三年一月のパリ会議では、ドイツの賠償支払いモラトリアル設定要求に対し、仏案と英案の解決策が示された。前者は、ポアンカレ (R. Poincaré) 案で、①一年間のモラトリアルの黙認、②ドイツ総賠償額の削減、③独石炭、木材製造に対する課税の形での賠償支払い、を内容とした。英案はボナーロー (Bonar Law) 案で、④大陸諸同盟国から英國へ独賠償の少額を転換することと、戦時中借款の表見担保としてロンドンに保管してあつた同盟国の金 (gold) を英國に提供することでまかなわれる少額を除いて、仏伊白三国の戦時借款を消去する。⑤これで同盟国間の借款関係は、六〇億ドルが帳消しとなつてすべて決済となる。⑥ドイツに正金支払いの四年間のモラトリアルと現物支払いに制限を設定する。英案については、一見甚だ寛大なようであるが、水面下の金額動向は予測しがたいものがあつた。そして一月四日、仏案にベルギーが賛成するとともにイタリアがこれに同調して英案は破れた。これが、フランスがベルギーを誘つてルール占領に踏み切る契機となつた。<sup>(3)</sup> 英国がムッソリーニのコルフ砲撃に英伊対決を打ち出しながら、その実行に吝かとなつた背景には、このルール騒擾とその面におけるイタリアのフランス結合があつたことも一大原因であつた。

### □ カカルノ条約

英仏両国の対伊融和外交は、ルール占領でフランスの名目勝となつた感じであつた。これに対し、英國は一九一四年、二五年とジュバランド、ジアラップをイタリアに割譲して一九一五年四月のロンドン条約の責を果たすとともに對伊融和外交への大きな布石とした。一九二五年一〇月のカカルノ条約へのムッソリーニの参加は、こうした英仏伊関係の良好化がその背景となつていた。カカルノ条約の締結とその意義については、前拙稿にとりあげたのでここには繰り返さない。當時、イタリアとワイマール・ドイツの関係は対立的であつた。ナチス党首アドルフ・ヒットラー

とムッソリーニの関係は、やや複雑であった。ヒットラーは、ムッソリーニをファシズムの大先達と見、これに近づこうとしていたがムッソリーニの方はとりあわなかつた。しかし一九二三年一月のミュンヘン・ブッシュ(Beer Hall Putsch)に際してはムッソリーニからヒットラーに軍資金がわたされたとされている。当時の伊独関係には、独墺合併問題(Anschluss)とアルト・アデッヂ(Alt Adige)問題がわだかまつっていた。イタリアは、南チロルをブレンネル峠まで新附の領土としていたがその北端部はアルト・アデッヂと呼ばれ、その住民一二二万五千名のうち一二〇万人がドイツ系であった。これらの人々はイタリア内でアルトアテシニ(Altatesini)と呼ばれた。これは当然イタリア内のドイツ少数民族問題となつた。<sup>(5)</sup>独墺合併の禁止は全欧的合意で、ベルサイユ条約八〇条、サン・ジェルマン条約八八条<sup>(6)</sup>はその禁止条項であつた。ムッソリーニもドイツのオーストリア合併がイタリアに直接の脅威を構成するとし、アルトアテシニの存在がその脅迫を増加すると考えて、これに反対であつた。アンシュルス反対が、当時のイタリア外交のコーナー・ストンの一つであつた。

この事情もムッソリーニがロカルノ条約に参加し、英國とならんでその保障者となる背景であつた。ロカルノ条約の保障者という立場はまた、ムッソリーニの会議主催好きの性格を充分満足させるに足りた。ロカルノ条約の最大眼目は、独仏国境の現状維持再確認による独ラインラント非武装化の徹底と維持であつた。英國はかくして明確に、国防生命線をはじめてドーバーから歐州内ライン河にまで伸張させたのであつた。<sup>(7)</sup>ロカルノ条約のこの条件を満たすことは、イタリアのアンシュルス反対の立場を当然強化させることであつた。

A・チャムバレン(Austin Chamberlain)によるとムッソリーニのロカルノ条約に対する貢献度は非常に大きいといわれる。この一年の間にA・チャムバレンは、三度ムッソリーニと会見してその思いを深めている。奇しくもムッ

ソリーニは、チャムバレン兄弟と協同して国際政治の檻舞台を一度成功させるのである。A・チャムバレンは一九一一年來、ムッソリーニに大きな譲歩をする。ムッソリーニは、ロカルノ条約でブレンネル国境の保障につき云々しかつたとされる。これがムッソリーニの美点とされるが、事実は、英國が決定的な対伊融和を行つてゐるのである。それは、アビシニアに関する一九〇六年の英仏伊協定 (the Anglo-Franco-Italian agreement of 1906 on Abyssinia) の復活であつた。この三国の特にイタリアの、アビシニアにおける勢力範囲を規定した協定の復活のもつ意義は、大きく無氣味であつた。これによりイタリアは、アビシニアの大きな部分に、影響力をもつことを主張であるのがそれであつた。アビシニアは、当然これに驚愕して、その抗議を国際連盟に対し行つた。しかし英伊両国は、これにこたえなかつた。そして英國とイタリアが、お互いに認めることが自由である領土の利権譲与 (concession) を許可するかしないかは、アビシニアの自由だという甚だ意味不明瞭な論義がその拒否の論拠であつた。こうして、いなければ、ロカルノ条約をめぐる英仏両国の対伊融和外交は、三国それぞれにそれなりの満足を与えてロカルノ条約を出現させ、成功裡に完結した。しかし英國のアビシニアにおける対伊譲与は、近き将来におけるイタリア植民地主義の最も危険な発展を中心に藏する不気味極まりなきものであつたことは、いうまでもなかつた。

(一) The League of Nations, ed. by R. B. Hennig, OLiver & Boyd, 1973, pp. 57 & 172-173. The Rise and Fall of the League of Nations, G. Scott, Macmillan, 1973, pp. 85-88. ロルフ砲撃が起つたのは、国際連盟が第四回総会開会の時であつた。事件は連盟理事会がとりあげたが、ムッソリーニはこれに反対し、大使会議 (the Conference of Ambassadors) の事件管轄処理を主張した。英國は最初連盟権限と権威の維持を主張したが、時にフランスはルール占領で手をとられ、ムッソリーニに同調的であつた。這般の情勢から、セシル (R. Cecil) によつて理事会と大使会議の妥協がはかられ、ギリシ

アも大使会議の事件優先管轄を認めた。大使会議は理事会の要請のほとんどを認めたが、全部には聽從しなかつた。ルハーフにて五千万リラ（約五〇万ポンド）の賠償等が決定された。国際連盟の無力が歴史上種々喧伝されるが、それはすべてかくの如き英仏両国の世界政策における融和、宥和的態度からその都度結果するものであった。

- (2) 大阪経済法科大学法学論集（以下法学論集として引用）、第六号（一九八二年一月）、「Z・チュムバレンの宥和政策とドイツ賠償問題」四、仏両国のルール占領と英國の対応」参照。

- (3) Great Britain and the Ruhr Crisis, 1923-24, D. Williamson, British Journal of International Studies, Vol. 3, No. 1, Apr. 1977, Longman, pp. 72-73. 英國經濟界、產業界に於けるイタリアの素早い經濟的復興が、歐州經濟と英國經濟回復のかぎだるい考え方、主張われてした。ロイド・ジョージ（Lloyd George）英國首相は、ドイツ賠償の二年間モラトリアム実施を提唱していた。フランスでは、ブリアン（A. Briand）内閣がボアンカレ内閣へと代わり（一九二二年一月）、ボアンカレは、八月のロンドン會議でモラトリアムは默認するが、ドイツ産業の（ルールヒライントンハムにおける）統制とドイツによる「生産的保証」誓約が先決だと主張した。英國でも首相職が、ロイド・ジョージから一〇日、ボナーローに代わり後者はあくまでイタリアの支払える賠償を主張したが、ボアンカレは一二月一日、會議の延期されるとともにパリの賠償委員会（the inter-Allied Reparation Commission）で、ドイツ賠償の木材、電柱の現物支払いがとどけられた旨の決議に賛成多数を得て、曲口の主張に法的根拠を与えることに成功した。

- (4) 法學論集、第八号（一九八三年三月）、「Z・チュムバレンの宥和政策とロカルノ条約」参照。

- (5) Documents and Readings in the History of Europe since 1918, ed. by W.C. Langsam, Kraus, 1969, No. 159, Decree on the Surnames of Families in the former South Tirol, 1926, pp. 572-73. トルトアテシーリがドイツ人の権利を主張し、イタリア規制、イタリア法、イタリア語の使用等の廢棄を要求するのは、むしろロカルノ条約以降のことであった。ロカルノ条約がドイツの権利を強化したためであった。しかしムッソリーニは断固これを許さず、南チロル住民の姓名（surname）が外國語で変形されている場合は、これをイタリア語のオリジナルに戻せという法令さえ發布している。アルト・アゲッヂは、伊奥両国間の緩衝地として微妙な存在であった。英國左派系新聞が、この問題をあおりたてようとしたことであつた。フランスは、日本に干渉してムッソリーニの側にたとうとしたが、後者はこれを拒否した。独仏抗争の該地に及ぶに至らざつたためである。ヒットラーは、ラインラント重点主義と引換えに該地をイタリア聖域と認め、

これを独奥合邦後もつらなくしてゐる。これが、独伊結合の一つの軸となりた。

- (6) Ibid., No. 5, The Treaty of Versailles, June 28, 1919, Section VI, Austria, § 80, p. 16. 「エーランは、オーストリアの独立を承認し、これを厳重に尊重する。」  
 主要連合協商国間の条約によつて確定された国境内におけるオーストリアの独立を承認し、これを厳重に尊重する。」  
 「エーランは、オーストリアの独立が連盟理事会の同意なしには、移譲できないことに同意する。」 Ibid., The Treaty of Saint-Germain-en-Laye, Sept. 10, 1919, § 88, p. 35. 「オーストリアの独立は、連盟理事会の同意ある以外決して移譲できない。従つてオーストリアは、理事会の同意なき限り、直接、間接あることは、いつのよう手段であれ、また特に国際連盟の組成国となる時までは、他国の問題に介入する等してその独立を危うくするよつた行為に出ないことを約束する。」

(7) The Major International Treaties, op. cit., Treaty of Versailles, 28 June 1919, Part III, Section III, Left Bank of the Rhine, p. 65. ベルサイユ条約四二条、四三一条において連合国は、ドイツにライン河左岸、ライン河の東五〇糠の地点に引かれた線より西のライン河右岸に、一切の防禦設備、軍隊、軍事演習、動員組織等を恒久的にも、一時的にももうけないことを規定した。そしてロカルノ条約は、当該四二条、四三条の侵犯をもじり、もし侵犯あれば締約国は共同して該侵犯国に敵対することを規定し、英國はその保障国となつた。 Ibid., Treaty of Mutual Guarantee between the United Kingdom, Belgium, France, Germany and Italy, Locarno, 16 Oct. 1925, § 1, § 2; 1, § 4, and § 5, pp. 102-104. 英国の参加したロカルノ条約が、ラインハンド非武装地帯の防護にいたしまで積極的に参画したことは、英国外交の一大転換と目される。英國は一八三〇年、フランスを押おえてベルギー中立を確立し、ドーバー海峡を百年の国防生命線とした。これを英國はロカルノ条約によつてやさり、国防線をライン河にまで伸張したのであった。

## 五、ヒットラーの抬頭と英仏伊三国外交

### 英独仏伊四国協調構想

英仏両国の対伊融和外交は、一九三三年一月のドイツにおけるヒットラー政権の誕生とともにその様相を大きく変える。変化の骨子は、英仏両国の対伊融和が有和の域にまで高まる」とである。すなわち第一大戦前夜のイタリア獲

得外交の如き状況となるのである。これがムッソリーニのアビシニア侵攻の大きな誘因をつくってしまうことは、否定できない。

英仏伊三国は、ヒットラー政権出現の直後六月七日に英仏独伊四国協定を発出させた。この四国が協調して、歐州平和を直接具体的に維持してゆこうというのがその内容であった。この構想はムッソリーニの抱懐し、実現に導いたものであつた。<sup>(1)</sup> すなわちムッソリーニが提唱し、英仏両国がそれをのんだのであつた。ムッソリーニの国際会議主催好きが、ここで遺憾なく發揮されたのである。ムッソリーニは、歐州の長期平和はなかなか見とおせないが、短期平和はこの四国の協調あれば、必ず達成かつ維持できると考え主張していた。その根本義は、独仏両国の和協である。これをもちきたすことができれば、歐州平和の確立は可能なりというのであつた。そうであればロカルノ条約の再来であるけれど結局四国協定は、そうはならなかつた。そこが、問題である。すなわちイタリアがこのプランの中心にして、英仏両国がこれに追随するというのが、ロカルノ条約と四国協定が根本的に異なる点であった。ムッソリーニは最初、四国協定をベルサイユ条約改訂のためのものと考え、これを國際連盟のゆるい枠内において締結すると考えていたのであつた。もしこの構想が実現するならば、歐州はムッソリーニ中心で運行することとなる。

この構想は、すでに一九三三年一〇月にムッソリーニによつて公表されてゐたのであるが、これに英仏両国が同調したのは、全く一九三三年一月のヒットラー政権の出現のためであつた。四国協定内でムッソリーニが、ヒットラーをおさえるというのがそのための切り札であつた。そしてヒットラー自身もこれに乗り気でなかつたが、大先輩ムッソリーニへの心酔が、政権獲得直後のヒットラーを動かしてその同調に導いたと考えられる。

ムッソリーニが最初に考えた四国協定案は、今のべた如くベルサイユ条約改訂線上のそれであつた。これを原案でみると次の如くなる。<sup>(3)</sup>

一条、仏独英伊西欧四カ国は、ケロッグ協定 (the Kellog Pact) と無軍備協定 (No Force Pact)<sup>(4)</sup> の精神に依拠し、平和維持の見地をもつて効果的協調政策を確立する。もし必要なら、第三者にこの平和政策を採用させるような行動路線を追求する。

二条、四国は、国際連盟規約の諸条項に従つて、諸国家間に紛争を造出しかねない状況において、平和条約改訂の原則を再確認する。ただし四国は、改訂原則が国際連盟の枠内でのみ適用されること、そしてそれは関連利害の共通性格の相互的認識を通じてのみなされることを宣言する。

三条、フランス、英國、イタリアは、もし軍縮会議が部分的結果のみを造出するなら、ドイツに認められた「権利の平等」が、実際的適用を受けなければならないこと、そしてドイツは、正常な外交ルートを通じて四国によつて次次と到達される諸協定の結果として、この権利の平等を実現することを宣言する。

四条、ヨーロッパの、また非ヨーロッパの、あるいは植民地部門に関するすべての政治的または非政治的問題に四国は、能う限りの共同行動路線をとる。

五条、この相互理解と共同のための政治協定は、必要に応じ、三ヵ月以内に批准されるべく、それぞれの議会に提出される。そして一〇年間有効とされ、期限一年前に締約国の一から廃棄されない限り、さらに同期間異議なく更新される。

六条、当該協定は、国際連盟事務局に登録される。

## 論説

この協定原案には、英仏両国ともに反対した。しかしそれ以上に小協商が激しく反対した。<sup>(5)</sup> もともとイタリア、特にムッソリーニと小協商は、冰炭相いれぬ関係にあった。それは、小協商がその独立と領土的一体を守るためには、ベルサイユ体制に一寸の亀裂さえ入ることを許さぬ厳格な態度が求められていたからであり、ムッソリーニは、その協約改訂派の筆頭に位置してきていたからであった。そして小協商の具体的共通目標は、ハプスブルグ家(Maison des Habsbourg)の復辟をいかなる手段を用いてでも阻止するというものであった。しかしムッソリーニと小協商三国間の関係は、微妙な差異があり、ムッソリーニとユーゴースラビアとは敵対関係にさえあつたが、ルーマニアとチエツコスロバキアは、イタリアとの通商拡大を望んでいた。この背景では、英仏両国もムッソリーニの協定原案をそのままのまことはできなかつたし、また英仏両国自身該原案にもられた条件に直ちに賛成できるものでもなかつた。小協商は四国協定そのものに反対であつたし、これが推進されれば、フランスの小協商離れが結果するとしてフランスを牽制していた。この情勢にもかかわらず、英仏両国は四国協定成立のために努力した。これは前に述べた如く、全くヒットラー政権出現後の欧洲新秩序に対応するため両国にとっては、イタリアと協同する必要が絶対と感じられたためであった。英仏両国は小協商をおさえるとともに、ムッソリーニの協定原案を自己の主張する線にもちきだすため努力した。

## 四国協定案の討議

英國のマクドナルド (Ramsay MacDonald) 首相とサイモン (Sir John Simon) 外相は、一九三三年三月一八日(

二〇日、ムッソリーニをベネチア宮に訪問した。英國首相のローマ訪問は異例のことでありこれは、ムッソリーニの自尊心をいやが上にも満足させる出来事であったことは想像にかたくない。マクドナルドの訪問は、この時期英國外交のムッソリーニ偏重を端的にあらわしたものであった。英國首相、外相はこの時ムッソリーニの創業をたたえ、四国協定については、その連盟規約尊重へ協定をあわすよう懇請した。<sup>(6)</sup> 英国ではしかし、チャーチル (W.Churchill) が四国協定に絶対反対であり、セシル (Robert Cecil) も反対を表明していた。A・チュムバレンもなかなか賛成の態度をあらわさなかつた。

フランスは、ムッソリーニ原案に最も批判的であつたが、これは小協商との立場上当然のことであつた。フランスは、その改訂案として次の条項をムッソリーニに手交した。一条については、四国のことにあるたつての協議と協同を明文化する。二条の平和条約改訂については、さらに強力に連盟規約との緊密化を策し、規約一九条の一般条約改訂原則を尊重することでこの問題をカバーする。それとともに規約一〇条の独立と領土的一体の原則と、規約条項違反國への制裁条項である一六条とをこれにあわせしるす。<sup>(7)</sup> こうしてフランスはやはり英國に追随し、ムッソリーニ主催の四国協定成立に能う限りの協同を行わんとした。そして小協商の具体的の憂慮については、もし領土的変更について規約一九条適用の問題が提起されるような場合には、規約における全会一致主義 (principe de unanimousité) に訴えてフランスがそれを阻止するという主張をもつてこれを慰撫した。しかし小協商は、これに耳を傾けるふうではなかつた。

一方ドイツの方でもこの四国原案に素直に賛成という態度ではなかつた。ドイツの原案批判のポイントは、その軍縮パリティの問題でこれを効果的ならしめるため他の国々は、彼ら自身の軍備削減をはかりそのための会議に結集す

説

べしといふものであった。そしてドイツの該パリティに基づく再軍備は、一〇年間ではなく五年間にわたるべく、その時にはオーストリア、ハンガリー、ブルガリアとともにそれぞれ再軍備を許されるべしといふのであった。しかしこれらドイツの反対は、ヒットラーが最後これをおさえた。<sup>(8)</sup>

こうして賛成、反対が四国協定原案に対し乱れとんだが、ムッソリーニは主催者としてよくいわれらに耳を傾けてその主張にきき、反対、批判を案配して四国協定の成立にこぎつけた。この結果四国協定は、一九三三年五月末日に四国間に大体の合意をみ、六月七日その条項の全文について完全な合意が成立した。

#### 四国協定の成立（一九三三年六月七日）

ノルマとして成立した四国協定は、次の如くなつた。<sup>(9)</sup>

国際連盟常任理事国としての特別責任とロカルノ協定署名国としての責任を自覚し (conscients des responsabilités particulières)、歐州平和への確信を強化する連帯を意識し、国際連盟規約、ロカルノ協定、ブリアン＝ケロッグ協定 (le Pacte Briand-Kellog) の諸義務を忠実に遵守し、また武力放棄宣言、一九三二年一二月一一日のジュネーヴ宣言を考慮し、連盟規約内のその義務達成の方法と手続に効果を与えることに熱意をもつて四国代表は、以下の条項の締結に同意する。

一条、締約国は、彼らに属する全問題に関して協議する。彼らは国際連盟の枠内で、平和維持の見地をもつて全国家間の効果的協調政策の追求に努力する。

二条、国際連盟規約、特にその一〇条、一六条、一九条に関して締約国は彼らの間で連盟正規機関によつてとられ

得る決定にとらわれず (Without prejudice to decisions, sous réserve de décisions.)' これら条項に効果を与えるように考慮された方法、手続に関するすべての提案を検討することを決定する。

三条、締約国は、世界軍縮会議の成功を確保するあらゆる努力をなす。もし彼らに特に関係ある問題が、軍縮会議閉会後も未解決で残るならば、現協定追求の過程で適当な機関を通してこれら問題の解決をはかる見地をもつて、彼らの間で諸問題を再検討する権利を保留する。

四条、締約国は、国際連盟の枠内で解決する見地をもつて、歐州と特にその經濟的復興に共通の利害をもつ全經濟問題につきともに討議する彼らの願望を確認する。

五条、協定存続期間は、一〇年とする。八年目の終る前に別段の意思表明がない場合、協定は無期限に継続する。これを終結するには、二年の予告期間を必要とする。

六条、テキストの正本は、フランス語とする。協定は国際連盟に登録される。

こうして世紀の平和解決協定は成立した。その効果は、協定の利用如何によつては一九三九年の破局を避け得、小協商はその自主独立を保持し得たであろうと回顧されるものであった。しかしこ四国協定は、調印の後、独伊両国はこれを批准したが、ついにこれは英仏両国において批准されることなく結局四国協定は、廃棄され終つたのであった。廃棄の実際理由は、小協商の反対とフランスのそれへの同調であつたことはいうまでもない。ムッソリーニの構想は、こうしてあえなくついた。ムッソリーニの憤懣は、まさに思うべきものがあつた。しかしこの協定をとにもかくにも一旦成立させた英仏両国外交は、ムッソリーニ・イタリアの当時の重要性をおもんぱかって精一杯の努力を重ね、

説

この方向で対伊融和外交を展開したのであり、この観点から四国協定は英仏伊三国外交関係にとっても重要な意義をもつものであつたことは否定し得べからざるを得ないのである。

(一) D.B.F.P., op. cit., Sec. Ser., Vol. V, 1933, ed. by E. L. Woodward & R. Butler, 1956, No. 45, R. Graham to R.

Vansittart, Rome, March 21, 1933, pp. 80-85. 英国首相 (R. MacDonald) ハ外相 (John Simon) は、一九三三年三月一八日から「〇田が谷ドーム」を訪れた。この時ムッソリーニは、四国協定案を彼らに示したがその原案は、ムッソリーニ自身が休暇をとてローマ近郊の山小屋 (a small village in the hills) でしたためたものであった。このことを疑う理由は見出せないと、駐伊英大使 Graham は曰く、「ムッソリーニはこの時、英國首外相にこの種類の協定は歐州四国（英仏独伊）によつて署名されるべきである。それはそのことが平和を保障し、歐州に敵対する二つの二国間ブロックの存在を消去することになるからだ」とのことだ。

(2) D. B. F. P., op. cit., Sec. Ser., Vol. IV, 1932-33, ed. by E. L. Woodward & R. Butler, 1950, Enclosure in No. 143, Bülow to Neuton, Berlin, Oct. 7, 1932, p. 224. 軍縮会議は、英独仏伊四國の会議開催が、ノルマニヤ英政府から示唆された。D. B. F. P., op. cit., Sec. Ser., Vol. V, 1933, No. 37, Graham to Simon, Rome, March 4, 1933, pp. 56-57. ここでムッソリーニが、歐州問題の全般的解決について、仏伊両国間の話し合いより大國間の談合をよりよいと述べたことが報じられた。歐州問題としてボーランド廻廊、ダンチャッヒ、ハンガリー情勢、國際連盟、ヒットラーのローマ訪問等がとりあげられた。イタリアのシリア進出問題は、この時ムッソリーニの関心外であるといわれた。

(3) Ibid., No. 44, Graham to Vansittart, Rome, March 20, 1933, pp. 66-67.

(4) D. B. F. P., op. cit., Sec. Ser., Vol. IV, Enclosure in No. 220, Declaration, Dec. 11, 1932, pp. 377-78. 一九三一年十一月一日、世界軍縮会議は、シエネーブで開催されたがその後九月一六日、たゞまことにノルマニヤの脱会をみた。この宣言は、ドイツの軍縮会議復帰につきドイツの権利の平等と、他国の軍縮への努力を条件とするところをうたつたものであった。文章甚だ不明確であるが、権利の平等がすべての国家にとっての安全保障であること、その平等原則の適用を軍縮会議で討議すること、英仏伊独米五カ国が軍縮達成に努力すること等がうたわれている。しかし軍縮会議再開の一九三三年二月にはすでに

にヨーロッパ一圏閥にあり、その前途は極めて困難なものとなつた。

(5) D.B.F.P., op. cit., Sec. Ser., Vol. V, No. 54, Geneva Conversation, Mar. 25, 1933, No. 56, Simon Conversation with Titulesco, Mar. 27, 1933 and No. 57, Simon Conversation with Fotitch, Mar. 27, 1933, pp. 106-109 & 110-113. 英外相サイモン・エドワード・ロバート・ベネス (E. Benes), ハーマニト外相チレスク (N. Titulesco), ハーマニスラビアと国連代表 Fotitch 等との会談で小協商の三名は、四国協定の談合に非常な危惧を表明した。その中心が、やがてのん平和条約改訂問題であり、ベネスはヨーロッパ国境内に七〇万人のハンガリー人をかえ条約改訂という場合、当然この問題がハンガリーから提出されるであつたとのべ、条約改訂は必然的にバルサイニ国境の改変問題となると指摘した。チレスクも同様のルーマニアとハンガリーとの摩擦問題をとりあげた。ユーロースラビアは、ダルマチアにおけるイタリア膨張主義の宣伝活動の激しさをのべ、そこでは八〇万の人口の中でただ五千人のイタリア人がイタリア国籍をとっているにすぎないのだが、といった。そして小協商の三名は、連盟規約一九条の条約改訂問題を一様にとりあげ、平和条約改訂問題が武力で強行されないとし、一九条を楯にとった主張があまり危険性があると指摘した。一九条については、法学論集、第五号 (一九八一年七月)、「ソ・チャペランの宥和政策とブルサイヨ平和」、連盟規約一九条、一一頁—一三頁参照。

(6) Ibid., Enclosure C [2] in No. 44, Mar. 19, 1933, No. 51, Vansittart To Patteson, Mar. 24, 1933 & No. 53, Patteson, Geneva, Mar. 25, 1933, pp. 68-69 & 103-105. 英国ヨーロッパ四国協定原案の承認は、大問題であった。やがてのんこれを丸々うのみにすることはやむなかつたが、能う限りの原案尊重精神でマッソリーニを融和しよひよへた態度は明らかであった。二条の平和条約改訂については、マッソリーニは改訂原則を全的に前面に押し出す印象であるが、英國案はこれを国家間紛争に導く如き条件の生起した時 (When condition arises that might lead to a conflict between nations) として具体的制限のたがをはめようとしている。軍縮におけるドイツの権利平等の回復問題は、マッソリーニによつてかれも前面に強くすえられたが、英國案はこれを一九三二年一二月一日の五ヵ国決議に基づく、また一九三三年三月一六日に英國軍縮會議代表によって提起されたそれとしてやはりこれに一般性を与える努力をしその達成は、国際会議のみ重ねによつて行くべきものとした。四条の植民地部門における四國の協調と共同行為についての条文は、削除された。

(7) Ibid., No. 60, Graham, Rome, Mar. 30, 1933, No. 76, French Ambassador, London, Apr. 11, 1933, No. 78, & No. 79, Graham, Rome, Apr. 14, 1933 and No. 90, Graham, Rome, Apr. 25, 1933, pp. 117, 138-142, 142-144 & 162. ハンハの

四国協定原案は、ムッソリーニ原案を全く一般化して特長をぬき去つてしまつたものといえる。そしてそれは、これよりもむしろ一般化した形で最終四国協定となるのである。しかしフランスが、この協定に参加したという事実が、小協商の反対という状況下では特異なことであった。そこにフランスのどうしようもない英國追随の事実がある。フランス案では二条の平和条約改訂は、ついに文言としてとりはらわれてしまう。そしてすべての平和維持意図と行動を國際連盟の枠内のそれと規定してしまう。英國は連盟とは独自の四国協定の立場を主張したが、仮案は四国協定を連盟の厳格な枠内へ、特に一〇条、一六条、一九条の中へ包摂してしまふ。ドイツの軍縮における権利の平等 (*l'égalité des droits*) も一般軍縮原則の中へとりこまれ、それは規約八条によつて規整されている。その他は一般的の歐州平和協調、共同がうたわれているのみである。そしてムッソリーニはまだムッソリーニや、この情勢下で仮案をのみ、自己の原案には何ら執着しない。むしろ彼がドイツの仮案反対を慰撫つてゐるのである。むしろムッソリーニの独裁者としての面目がある。

- (8) Ibid., No. 97, Simon to Rumbold in Berlin, Apr. 27, 1933, No. 144, Graham, Rome, May 13, 1933, No. 149, Simon to Graham in Rome, May 17, 1933, No. 150, Tyrrell, Paris, May 17, 1933, Enclosure in No. 153, Hitler's speech, May 17, 1933, No. 159, Tyrrell, Paris, May 19, 1933, No. 167, Vansittart to Graham in Rome, May 22, 1933 and No. 188, Patteson, Geneva, May 31, 1933. ニイの四国協定批判、反対は、特にハーンス原案に対し強く、それがムッソリーニによる一九三三年一月一一日のニイ平等権への言及を消去したこと、規約条項の実現方法と手続きへの言及はなくもがなである。ハーンスの挿入した規約一六条は、無用であるといふ、同一九条偏重は、ドイツのいたくもない腹をさぐるものである。ハーンスは共同体は無用の言及であり、從来これは無効果であったこと等をあげつぶし、もしくは主張した。それは激しいやうのや、ムッソリーニはわざわざヒットラーに彼の演説がこの風潮への刺激にならぬよう要請したほどであった。またルーズベルト米国大統領 (President Roosevelt) も、一般軍縮會議とからめてドイツに融和路線を訴えた。ヒットラーは、ドイツの軍縮平等権は軍縮達成の出発点であると獅子吼したが、例の如くドイツは現在何らの軍備を有せず、いかなる侵略協定にも率先して加入する、ルーズベルト大統領を歐州平和の保障者とすると演説した。これが、ドイツの四国協定での妥協を推進した。フランスにへじてば、ドイツの仮案に対する批判、反対をいちいち反駁して妥協の態度を示さなかつた。

- (9) Ibid., Enclosure in No. 204, June 7, 1933, pp. 327-30.